



# 金 沢 市 公 報

号外第25号

平成28年(2016年)7月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●選挙管理委員会告示		
○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について (選挙管理委員会)	1	○石川海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の開閉時刻について ( " ) 2
○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市投票区の投票所の設置について ( " )	1	○石川海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票の記載場所及び取扱日時について ( " ) 3
○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市投票区の投票所の開閉時刻について ( " )	2	○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について ( " ) 3
○石川海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について ( " )	2	○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時について ( " ) 3
○石川海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の場所について ( " )	2	○石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時について ( " ) 3

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第56号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により金沢市投票区の投票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第25条の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票区名	投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
金沢市 投票区	金沢市金石北2丁目13番38号	筆 幸友	金沢市金石北2丁目13番38号	筆 裕子

### ●金沢市選挙管理委員会告示第57号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により金沢市投票区の投票所を次の場所に設けるので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第41条第1項の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票所の場所

金沢市金石西4丁目5番30号

金沢市金石市民センター1階会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定により金沢市投票区の投票所の開閉時刻を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
金沢市投票区	午前9時	午後4時

●金沢市選挙管理委員会告示第59号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により投票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住 所	氏 名	住 所	氏 名	
金沢市佐奇森町ヲ136番地	大杉 英夫	金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	7月26日
金沢市専光寺町ツ44番地	濱田 満	金沢市金石東2丁目4番9号	相川 敏子	7月27日
金沢市佐奇森町ヲ136番地	大杉 英夫	金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	7月28日
金沢市専光寺町ツ44番地	濱田 満	金沢市金石東2丁目4番9号	相川 敏子	7月29日
金沢市佐奇森町ヲ136番地	大杉 英夫	金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	7月30日
金沢市専光寺町ツ44番地	濱田 満	金沢市金石東2丁目4番9号	相川 敏子	7月31日
金沢市佐奇森町ヲ136番地	大杉 英夫	金沢市普正寺町5の9番地1	村田 紘一	8月1日
金沢市専光寺町ツ44番地	濱田 満	金沢市金石東2丁目4番9号	相川 敏子	8月2日

●金沢市選挙管理委員会告示第60号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所の場所を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第41条第1項の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

期日前投票所を設ける場所

金沢市金石西4丁目5番30号

金沢市金石市民センター1階会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第7条の2第2項の規定により期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

期日前投票所名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
金沢市金石市民センター	午前9時	午後4時

●金沢市選挙管理委員会告示第62号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票の記載場所及び取扱日時は、次のとおりです。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 記載場所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会
- 取扱日時 平成28年7月26日から同年8月2日までの間  
毎日午前8時30分から午後8時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第63号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項の規定により金沢市開票区の開票管理者を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第68条の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

開票区名	開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
金沢市 開票区	金沢市金石北2丁目13番38号	筆 幸友	金沢市金石北2丁目13番38号	筆 裕子

●金沢市選挙管理委員会告示第64号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により、金沢市開票区の開票立会人となる者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第62条第6項の規定により告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所202会議室
- 日 時 平成28年8月1日  
午前10時から

●金沢市選挙管理委員会告示第65号

平成28年8月3日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙における金沢市開票区の開票の場所及び日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により次のとおり告示します。

平成28年7月25日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 開票の場所 金沢市金石西4丁目5番30号  
金沢市金石市民センター1階会議室
- 開票の日時 平成28年8月3日

午後5時から

平成28年(2016年)7月25日 印刷  
平成28年(2016年)7月25日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄